

指導監査支援システムハード機器の賃貸借契約に関する質問への回答

通し番号	質問内容	回答
1	契約書の案は指定の書式がありますでしょうか。あればFAXかメールで頂けないでしょうか。	現時点の契約書（案）について、メールで提供が可能です。必要があれば、メールにてご連絡ください。 ※今後、内容変更がある可能性もあり
2	仕様書内納入期限日までに物品を納品できることは可能と確認が取れておりますが、今後のコロナウィルス感染拡大と長期化によっては、物流遅延等の不測事態が発生し、納期遅延となる可能性があります。コロナウィルスの影響や世界的な半導体不足の影響で納期遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求等なく、契約期間変更等の協議に応じて頂けますか。	天災事変その他やむを得ない理由によって期限までに納入できない場合は、落札業者と事前に協議させていただきます。 ※契約書（案）第8条に記載あり
3	動産総合保険は、地震、津波、噴火やテロ等の天災は対象外となる為、補償されませんがよろしいでしょうか。	動産総合保険にて通常補償される範囲以外のものは対象外と認識しております。
4	契約保証金は免除の認識でよろしいでしょうか。	鹿児島市契約規則第26条第3号に該当する場合には免除となります。 ※鹿児島市契約規則 第26条 契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 (3) 第2条第2項に規定する資格を有する者と契約(契約金額が150万円を超える建設工事等に係る契約を除く。)を締結する場合において、その者が過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人その他市長が認める法人とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
5	契約条項の「危険負担」については、リース契約においては納品前までが対象となります。認識の通りでよろしいでしょうか。	契約書（案）に危険負担について記載があります。 第21条 賃借人及び賃貸人双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、賃借人は、反対給付の履行を拒むことができる。 2 賃借人の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、賃借人は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、賃貸人は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを賃借人に償還しなければならない。
6	データ消去は物件撤去後でよろしいでしょうか。	契約期間満了後に機器撤去を行った後、データ消去作業となります。
7	契約条項第21条の「危険負担」については、納品前までが対象の認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。